

記載し、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならない。
第六十八条の見出し中「**謄本**」を「**謄本等**」に改め、同条中「**交付**」の下に「又はファイルに記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付」を加える。

「(二) 第五十条の三第一項の規定による配列表を含む国際出願(二)に掲げる場合であつて、当該下この条において同じ。」が三十枚以内の場合にあつては、一千四百イス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五イス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額

は、当該配列表を除いた国際出願について、イに基づき算定される金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に、当該配列表の用紙の数を乗じて得た金額（当該配列表の用紙の数が四百枚を超えるときは四百枚とみなして算定した金額）を加算した金額

八 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者が、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定するフレキシブルディスクを添付して提出した場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

二 国際出願を特例法第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行つた場合には、三百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意

〔に基づいて告示する金額〕第八十二条第一項の表第一号中「第三十七条第一項」の下に「、第三十七条の二第一項」を加え、「交付」の下に「又はファイルに記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付」を加える。

納付に充てる手数料の額を記載し、「預納台帳番号」の欄には予納台帳の番号を記載する。
（上業所控査の手数料等を現金により納付する場合は上記に記す。但し、同一の申込に複数の命令（一部落出）

第一条第一項中「第十条第四十九号から第五十一号まで」を「第十条第五十一号から第五十二号まで」に改める。

この省令は、平成十六年四月二十八日から施行する。

○国土交通省令第五十七号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定め

受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

三 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両重量三・五トンを超えるもの

四 前号の自動車の形狀に類する自動車

五 二輪自力車

五 六 七
二輪自動車
側車付二輪自動車
三輪自動車

九ハ カタピラ及びそりを有する軽自動車 大型特殊自動車

十一 小型特殊自動車
十一 被牽引自動車

しかし、第三項の次に次の一項を加える。
4 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車

車及び車体は、三輪自転車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当

該歩行者の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。
一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車

三二 定員十人以上のもの
前号の自動車の形状に類する自動車
貨物の運送の用に供する自動車（車両総重

量一・五トン以下であり、かつ、車体と車体が一体の構造であつて運転者室の前方に原動機を有するものを除く。)

四 前号の自動車の形状に類する自動車 五 二輪自動車

六七八九
八
大型特殊自動車
カタピラ及びそりを有する軽自動車
側面二輪自重車

十九 小型特殊自動車 二十 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車

十一 被牽引自動車 附 則